



秋田県公報

目次

告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(一一〇・長寿社会課)
 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(一一一・長寿社会課)
 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定(一一二・長寿社会課)
 介護保険法による指定居宅サービス事業者の変更の届出(一一三・長寿社会課)
 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の変更の届出(一一四・長寿社会課)
 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(一一五・長寿社会課)
 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出(一一六・長寿社会課)
 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退(一一七・長寿社会課)
 都市計画の変更予定及び都市計画の縦覧(一一八・都市計画課)

(訪問介護)

| 介護保険事業者番号 | 名 称 | 所 在 地 | 事 業 者 | 指 定 年 月 日 |
|------------|---------------------------|-----------------|----------------------------------|-----------|
| 〇五七〇一〇七四〇九 | 三楽園ヘルパーステーション | 秋田市飯島字堀川八十四番地二十 | 医療法人久盛会理事長 後藤 忠 久 | 平成十四年七月十日 |
| 〇五七〇一〇七五五七 | 在宅サービスステーションライフ サービス秋田 | 秋田市八橋本町四丁目十番十五号 | 有限会社ライフサービス秋 田代表取締役 横 谷 満 | 平成十四年十月一日 |
| 〇五七〇一〇七五七三 | グリーンケアサービス | 秋田市八橋南二丁目一番六号 | グリーンタクシー株式会社 代表取締役 鈴 木 勇 治 | 平成十四年十月八日 |

告 示

都市計画の変更による送付図書縦覧(一一九・一二〇・都市計画課)
 道路の供用開始(一二一・道路環境課)
 河川区域の変更による廃川敷地等(一二二・河川課)
 公告
 土地改良区の役員退任及び就任の届出(山本総合農林事務所)
 選挙管理委員会告示
 秋田県議会議員一般選挙における選挙人名簿登録の基準日等(一二三)
 秋田県議会議員一般選挙におけるポスターを掲示することができる日
 (一二四)
 選挙委員会公告
 秋田県選挙管理委員会の分室設置(一二五)
 秋田県選挙管理委員会分室において処理すべき事務(一二六)

秋田県告示第百十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条の規定に基づき、公示する。

平成十五年二月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

| | | | | |
|------------|--------------------------|------------------------------|---|-------------|
| 〇五七〇一〇七六一五 | 有限会社ポブラ・ケアサービス | 秋田市保戸野八丁五番三十三号コーポかほく二百一 号 | 有限会社ポブラ・ケアサ ビス代表取締役 佐藤 隆也 | 平成十四年十一月一日 |
| 〇五七〇一〇七六五六 | 株式会社コムスン秋田中央ケアセ ンター | 秋田市山王一丁目十番二十二号 | 株式会社コムスン代表取締 役 折口 雅博 | 平成十四年十一月一日 |
| 〇五七〇一〇七八七〇 | ファミリー園訪問介護事業所 | 秋田市桜一丁目四番二十一号 | 社会福祉法人蹊仁会理事長 高清水 三郎 | 平成十五年一月一日 |
| 〇五七〇二〇七三三二 | しらゆり訪問介護 | 能代市字機織轄ノ目九十三番地 | 有限会社しらゆり代表取締 役 佐々木 寛 | 平成十四年六月十五日 |
| 〇五七〇三〇七六九四 | つばめ介護サービス | 横手市平城町六番一十七号 | つばめ自動車株式会社代表 取締役 山本 承義 | 平成十四年十一月二十日 |
| 〇五七〇四〇七三四六 | 株式会社虹の街大館営業所 | 大館市片山町一丁目三番十五号 | 株式会社虹の街代表取締役 畠山 政二 | 平成十四年七月一日 |
| 〇五七〇六〇七五九八 | J A秋田みなみホームヘルプサ ビス事業所 | 男鹿市脇本脇本字向山一番地の四 | 秋田みなみ農業協同組合代 表理事組合長 加藤 保廣 | 平成十四年十月十六日 |
| 〇五七〇八〇七三五四 | 県南訪問介護事業所おまがり | 大曲市飯田町十九番三十九号 | 有限会社県南看護婦家政婦 紹介所代表取締役 木元 富子 | 平成十四年七月一日 |
| 〇五七〇八〇七五〇三 | ホットケア仙北 | 大曲市福住町二番四十二号 | 株式会社仙北タクシー代表 取締役 佐藤 良二 | 平成十四年九月二日 |
| 〇五七〇八〇七六八五 | 大曲タクシー指定訪問介護事業所 | 大曲市通町一番七号 | 合資会社大曲タクシー代表 社員 青山 民雄 | 平成十四年十一月六日 |
| 〇五七二二〇七七六九 | たんぼ訪問介護事業所 | 山本郡山本町森岳字町尻十二番地二 | 有限会社たんぼケアプ ラ ンサービス代表取締役 佐々木 秋一 | 平成十四年十二月一日 |
| 〇五七二五〇七七一一 | 訪問介護センター「和」 | 由利郡由利町東鮎川字立井地二十四番地一 | 企業組合孫の手サービス代 表理事 小沢 由美子 | 平成十四年十二月一日 |

| | | | |
|------------|------------------------|----------------------|------------------------------|
| (通所介護) | | | |
| 〇五七〇一〇七三六七 | 名 称 | 所 在 地 | 事 業 者 |
| 〇五七〇一〇七六三三 | デイホーム古四王 | 秋田市寺内字油田五十九番二十七 | 秋田県高齢者・障害者生活協同組合理事長 橋村 昭一 |
| 〇五七〇八〇七四二〇 | ウエルビユー いずみ老人デイサービスセンター | 秋田市泉管野二丁目十七番二十七号 | 社会福祉法人いずみ会理事 長 久保田 奉幸 |
| 〇五七〇八〇七四二〇 | デイサービスセンター 鷹揚館 | 大曲市佐野町三番四十一号 | 有限会社鷹揚館代表取締役 鷹 賢 隆 則 |
| (訪問看護) | | | |
| 〇五六〇一九〇二六六 | 名 称 | 所 在 地 | 事 業 者 |
| 〇五七〇四〇七三四六 | 虹の街訪問看護ステーション | 秋田市牛島西二丁目三番八号 | 株式会社虹の街代表取締役 畠 山 政二 |
| 〇五七二六〇七四三〇 | 名 称 | 所 在 地 | 事 業 者 |
| 〇五七二六〇七七〇三 | たんぼぼ | 仙北郡角館町園田字别当村二百十一番地 | 有限会社たんぼぼ代表取締役 大屋敷 昶 |
| 〇五七二六〇七七〇三 | さくらヘルパーセンター | 仙北郡千畑町本堂城回字若林百二十二番地二 | 有限会社さくらヘルパーセンター代表取締役 柿 崎 ルリ子 |
| (訪問入浴介護) | | | |
| 〇五七〇四〇七三四六 | 名 称 | 所 在 地 | 事 業 者 |
| 〇五七〇四〇七三四六 | 株式会社虹の街大館営業所 | 大館市片山町二丁目三番十五号 | 株式会社虹の街代表取締役 畠 山 政二 |
| 〇五七二六〇七四三〇 | 名 称 | 所 在 地 | 事 業 者 |
| 〇五七二六〇七七〇三 | たんぼぼ | 仙北郡角館町園田字别当村二百十一番地 | 有限会社たんぼぼ代表取締役 大屋敷 昶 |
| 〇五七二六〇七七〇三 | さくらヘルパーセンター | 仙北郡千畑町本堂城回字若林百二十二番地二 | 有限会社さくらヘルパーセンター代表取締役 柿 崎 ルリ子 |

| | | | | |
|---------------|--------------------|----------------------|--------------------------|-------------|
| 〇五七〇二〇七五三〇 | グループホーム母恵夢 | 能代市能代町字中川原二十六番地九百八十四 | 有限会社母恵夢代表取締役 鈴木節子 | 平成十四年九月一日 |
| 〇五七〇二〇七六三九 | グループホームまつ風 | 能代市浜通町二番五十一号 | 医療法人仙知会理事長 大塚勝幸 | 平成十四年十一月十五日 |
| 〇五七〇二〇七七七九 | グループホームせせらぎ | 能代市落合字下谷地二百五十一番地六 | 有限会社せせらぎ代表取締役 池内文男 | 平成十四年十二月一日 |
| 〇五七〇二〇七六六四 | 痴呆性高齢者グループホーム「ひふみ」 | 秋田市上北手百崎字ニタ子沢一番地六 | 社会福祉法人成光会理事長 佐藤金作 | 平成十四年十一月六日 |
| (痴呆対応型共同生活介護) | | | | |
| 〇五二〇二一四八二〇 | 医療法人明光会五十嵐記念病院 | 秋田市土崎港中央一丁目十七番二十三号 | 医療法人明光会理事長 小玉敏央 | 平成十四年十二月一日 |
| (通所リハビリテーション) | | | | |
| 〇五七二七〇七五二一 | 曾我医院デイサービスセンター | 平鹿郡大森町袴形字西神成七番地一 | 医療法人義業界理事長 曾根純之 | 平成十四年九月二日 |
| 〇五七二六〇七四一四 | ほつと未来デイサービスセンター | 仙北郡千畑町畑屋字街道東二百一番地の一 | 有限会社企業みらい代表取締役 細井諭 | 平成十四年八月二日 |
| 〇五七二五〇七七二一 | デイサービス「和」 | 由利郡由利町東鮎川字立井地二十四番地一 | 企業組合孫の手サービス代表理事 小沢由美子 | 平成十四年十二月一日 |
| 〇五七二三〇七五八五 | 医療法人泉の会山田内科 | 南秋田郡若美町角間崎字志藤沢二十九番地 | 医療法人泉の会理事長 山田坦 | 平成十四年十月十五日 |

| | | | | |
|------------|------------------|------------------------|-----------------------------------|-------------|
| ○五七〇九〇七八一六 | ぐるーぷほーむ『せきがみ』 | 鹿角市十和田大湯字前田二十九番地 | 医療法人寿光会理事 長 岩 尾 昌 子 | 平成十四年十二月十日 |
| ○五七〇九〇七八四〇 | 医療法人恵愛会グループホーム仁愛 | 鹿角市花輪字六月田七十八番地五 | 医療法人恵愛会理事 長 高 橋 裕 男 | 平成十四年十二月二十日 |
| ○五七二〇〇七八三九 | ぐるーぷほーむ『こさか』 | 鹿角郡小坂町小坂字上前田十六番地十一 | 医療法人寿光会理事 長 岩 尾 昌 子 | 平成十四年十二月二十日 |
| ○五七二二〇七四九六 | グループホームまつかさ園 | 山本郡二ツ井町字下野家後九十五番地十九 | 有限会社まつかさ園取締役 柴 田 ミ ネ | 平成十四年九月一日 |
| ○五七二二〇七五二〇 | グループホームあぜみち | 山本郡二ツ井町飛根字羽立九十五番地一 | 有限会社熊谷ケア企画代表 取締役 熊 谷 秀 昭 | 平成十四年九月一日 |
| ○五七二二〇七七三六 | グループホームゆとりの里 | 山本郡八竜町浜田字村下三百四十三番地一 | 有限会社ホサカ代表取締役 保 坂 茂 | 平成十四年十二月一日 |
| ○五七二二〇七八二七 | グループホーム湯の里 | 山本郡山本町森岳字木戸沢百九十九番地七十 | 有限会社湯の里代表取締役 巖 榮 玉 | 平成十四年十二月十五日 |
| ○五七三三〇七六〇一 | グループホーム、ケヤキ | 南秋田郡八郎潟町夜又袋字中羽立七十四番地の十 | 有限会社キクチ縫製代表取 締役 菊 地 勝 仕 | 平成十四年十一月一日 |
| ○五七三三〇七六七六 | グループホーム秋桜 | 南秋田郡若美町払戸字川向四十七番地の二 | 有限会社武光代表取締役 加 藤 ア サ 子 | 平成十四年十二月一日 |
| ○五七〇七〇七六四四 | グループホームのぞみ | 大曲市大曲西根字鳥居五十七番一 | 株式会社大曲仙北介護支 業所代表取締役 畠 山 伸 夫 | 平成十四年十一月一日 |
| ○五七〇八〇七八五九 | グループホームひかり | 大曲市藤木東八圭二十一番一 | 有限会社ふあいん代表取締 役 小 松 利 光 | 平成十五年一月一日 |
| ○五七〇五〇七八〇六 | グループホーム本荘やすらぎ苑 | 本荘市石脇字山の神十一番地の三百八十三 | 伊藤建友株式会社代表取締 役 伊 藤 佐 喜 男 | 平成十四年十二月一日 |

| | | | | |
|-------------|---------------|------------------------|-------------------------|------------|
| 〇五七二六〇七三三八〇 | ありす刈和野 | 仙北郡西仙北町刈和野字愛宕下八十五番地 | 社会福祉法人柏仁会理事 村上 孝喜 | 平成十四年七月一日 |
| 〇五七二六〇七四四八 | グループホームたんぼぼ | 仙北郡角館町菌田字別当村二百十一番地 | 有限会社たんぼぼ代表取締役 大屋敷 昶 | 平成十四年八月一日 |
| 〇五七二六〇七七五二 | グループホームあじさい仙南 | 仙北郡仙南村野荒町字街道ノ上二百三十五番地三 | 有限会社あじさい代表取締役 吉川 テツ子 | 平成十四年十二月一日 |

(福祉用具貸与)

| | | | | |
|------------|-----------------------|-------------------|------------------------------|------------|
| 〇五七〇一〇七四六六 | 有限会社モコ | 秋田市榎山太田町四番五号 | 有限会社モコ取締役 宇佐美 茂子 | 平成十四年九月一日 |
| 〇五七〇一〇七四七四 | 有限会社悠メディカルサービス | 秋田市泉北三丁目十五番一号 | 有限会社悠メディカルサービス代表取締役 三平 久勝 | 平成十四年九月一日 |
| 〇五七〇三〇七七九三 | 横手福祉レンタルサービス | 横手市前郷字上在家六十七番地一 | 日東レンタル株式会社代表取締役 町屋 清隆 | 平成十四年十二月一日 |
| 〇五七〇五〇七七八〇 | 秋田福祉レンタルサービス | 本荘市出戸町字一番堰百六十九番地一 | 日東レンタル株式会社代表取締役 町屋 清隆 | 平成十四年十二月一日 |
| 〇五七〇六〇七五九八 | J A秋田みなみホームヘルプサービス事業所 | 男鹿市脇本脇本字向山一番地の四 | 秋田みなみ農業協同組合代表理事組合長 加藤 保廣 | 平成十四年十月十六日 |

秋田県告示第百十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のと

あり指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条の規定に基づき、公示

す。

平成十五年二月十八日

秋田県知事 寺田 典城

| | | | | |
|------------|--------------------------------|----------------------|--------------------------------------|------------|
| 〇五七二六〇七五四七 | たんぼぼ居宅介護支援事業所 | 仙北郡角館町園田字別当村二百十一番地 | 役 有限会社たんぼぼ代表取締役 大屋敷 昶 | 平成十四年九月二十日 |
| 〇五七二六〇七三七二 | 介護相談センター | 仙北郡六郷町字遠槻二十五番地 | 締役 有限会社ユウメディカル取 高橋 右 | 平成十四年七月一日 |
| 〇五七二二〇七四八八 | J A 秋田やまもと居宅介護支援事業所 | 山本郡琴丘町鹿渡字東二本柳二十八番地一号 | 秋田やまもと農業協同組合 代表理事組合長 袴田 一憲 | 平成十四年九月一日 |
| 〇五七〇四〇七三四六 | 株式会社虹の街大館営業所 | 大館市片山町二丁目三番十五号 | 株式会社虹の街代表取締役 畠山 政二 | 平成十四年七月一日 |
| 〇五七〇三〇七五六一 | 有限会社ベーシック・グローバル あい居宅介護支援事業所 | 横手市平城町六番四十三号 | 有限会社ベーシック・グロ ーバル代表取締役 富樫 龍子 | 平成十四年十月一日 |
| 〇五七〇三〇七三九七 | ケアプランセンター清川の里 | 横手市清川町十三番十六号 | 有限会社ミツイ設計代表取 締役 金沢 純治 | 平成十四年七月十日 |
| 〇五七〇一〇七八六二 | ファミリー園居宅介護支援事業所 | 秋田市桜二丁目四番二十一号 | 社会福祉法人蹊仁会理事 長 高清水 三郎 | 平成十五年一月一日 |
| 〇五七〇一〇七五七三 | グリーンケアサービス | 秋田市八橋南二丁目一番六号 | グリーンタクシー株式会社 代表取締役 鈴木 勇治 | 平成十五年一月一日 |
| 〇五七〇一〇七五五七 | 在宅サービスステーションライフ サービス秋田 | 秋田市八橋本町四丁目十番十五号 | 有限会社ライフサービス秋 田代表取締役 横谷 満 | 平成十四年十月一日 |
| 〇五七〇一〇七四五八 | 秋田市高齢者介護NPO指定居宅 介護支援事業所 | 秋田市山王四丁目四番十四号 | 特定非営利活動法人秋田市 高齢者介護NPO理事長 佐藤 祐一 | 平成十四年八月一日 |
| 〇五一〇二一四八二〇 | 医療法人明光会五十嵐記念病院 | 秋田市土崎港中央二丁目十七番二十三号 | 医療法人明光会理事長 小玉 敏央 | 平成十四年十二月一日 |
| | 介護保険事業者番号 | 所在地 | 事業者 | 指定年月日 |

| | | | | |
|------------|--------------|------------------------|---------------------|------------|
| 〇五七二六〇七七四五 | 介護支援センターきたつら | 仙北郡角館町小勝田字中川原百十一番地の七十六 | 有限会社水谷代表取締役 水谷英明 | 平成十四年十二月一日 |
|------------|--------------|------------------------|---------------------|------------|

秋田県告示第百十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設を指定したので、同法第百十五条の規定に基づき、

公示する。

平成十五年二月十八日

秋田県知事 寺田典城

| | | | | |
|------------|-------------|-------------------|--------------------|------------|
| 〇五一〇九一〇四八二 | 医療法人寿光会福永医院 | 鹿角市十和田毛馬内字下寄熊六番地九 | 医療法人寿光会理事長 岩尾昌子 | 平成十四年十二月一日 |
|------------|-------------|-------------------|--------------------|------------|

秋田県告示第百十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の変更の届出があったので、同法第七十八条の規定に基づき、

公示する。

平成十五年二月十八日

秋田県知事 寺田典城

（所在地を変更した指定訪問介護事業者）

| 介護保険事業者番号 | 名 称 | 所 在 地 | | 変更年月日 |
|------------|----------------------|----------------|------------------|------------|
| | | 変 更 後 | 変 更 前 | |
| 〇五七〇二〇一六四二 | 港北ホームヘルプステーション | 秋田市土崎港北六丁目一番五号 | 秋田市土崎港北三丁目十一番十七号 | 平成十四年十月十一日 |
| 〇五七〇二〇二二三七 | 秋田市社会福祉協議会ホームヘルパー事業所 | 秋田市八橋南一丁目八番二号 | 秋田市八橋字成川原二番地の十八 | 平成十四年九月三十日 |
| 〇五七〇二〇四七七八 | 幸楽園訪問介護ステーション | 秋田市上新城中字片野四番 | 秋田市外旭川字鳥谷場百三十六番 | 平成十四年九月一日 |

(所在地を変更した指定訪問入浴介護事業者)

| | | | | |
|------------|-------------------|---------------|-----------------|------------|
| 介護保険事業者番号 | 名 称 | 変 更 後 | 変 更 前 | 変 更 年 月 日 |
| 〇五七〇二〇二二八六 | 秋田市社会福祉協議会訪問入浴事業所 | 秋田市八橋南二丁目八番二号 | 秋田市八橋字成川原二番地の十八 | 平成十四年九月三十日 |

(所在地を変更した指定通所介護事業者)

| | | | | |
|------------|-------------------|------------------|-----------------|------------|
| 介護保険事業者番号 | 名 称 | 変 更 後 | 変 更 前 | 変 更 年 月 日 |
| 〇五七〇二〇二〇四六 | みそのホームデイサービスセンタ | 秋田市寺内蛭根二丁目六番三十四号 | 秋田市寺内字蛭根四十六番地 | 平成十四年十一月一日 |
| 〇五七〇二〇七二三六 | 秋田市八橋老人デイサービスセンター | 秋田市八橋南二丁目八番二号 | 秋田市八橋字成川原二番地の十八 | 平成十四年九月三十日 |

(所在地を変更した指定痴呆対応型共同生活介護事業者)

| | | | | |
|------------|---------------|------------------|---------------|------------|
| 介護保険事業者番号 | 名 称 | 変 更 後 | 変 更 前 | 変 更 年 月 日 |
| 〇五七〇二〇二八二四 | みそのホームグループホーム | 秋田市寺内蛭根二丁目六番三十四号 | 秋田市寺内字蛭根四十六番地 | 平成十四年十一月一日 |

秋田県告示第百十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の変更の届出があったので、同法第八十五条の規定に基づき、

公示する。

平成十五年二月十八日

秋田県知事 寺田典城

(所在地を変更した指定居宅介護支援事業者)

| |
|-------|
| 所 在 地 |
|-------|

| 介護保険事業者番号 | 名 称 | 変 更 後 | 変 更 前 | 変更年月日 |
|------------|----------------------|---------------------------|------------------------------|------------|
| 〇五七〇二〇〇一〇七 | 秋田市社会福祉協議会 | 秋田市八橋南二丁目八番二号 | 秋田市八橋字戌川原二番地の十八 | 平成十四年九月三十日 |
| 〇五七〇二〇〇四〇四 | 港北訪問看護ステーション介護支援センター | 秋田市土崎港北六丁目一番五号 | 秋田市土崎港北三丁目十一番十七号 | 平成十四年十月十一日 |
| 〇五七〇二〇〇九一七 | 八橋居宅介護支援事業所 | 秋田市八橋南二丁目八番二号 | 秋田市八橋字戌川原二番地の十八 | 平成十四年九月三十日 |
| 〇五七〇二〇一七八二 | 秋田市医師会居宅介護支援事業所 | 秋田市八橋南二丁目八番五号 秋田市医師会館内 | 秋田市八橋字戌川原二番地の二十一 秋田市医師会館内 | 平成十四年九月三十日 |
| 〇五七〇二〇一九六四 | みそのホーム居宅介護支援事業所 | 秋田市寺内蛭根二丁目六番三十四号 | 秋田市寺内字蛭根四十六番地 | 平成十四年十一月一日 |

秋田県告示第百十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の廃止の届出があつたので、同法第七十八条の規定に基づき、

公示する。

平成十五年二月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

（訪問介護）

| 介護保険事業者番号 | 名 称 | 所 在 地 | 事 業 者 | 廃止年月日 |
|------------|----------------------|-------------------|------------------------------|------------|
| 〇五七三三〇六四七〇 | JA秋田みなみホームヘルプサービス事業所 | 南秋田郡若美町払戸字大堤百六十番地 | 秋田みなみ農業協同組合代表理事組合長 加藤 保 廣 | 平成十四年十月十五日 |

（通所リハビリテーション）

| | | | | |
|------------|------|---------------------|------|------------|
| 〇五二二二一〇三三五 | 山田内科 | 南秋田郡若美町角間崎字志藤沢二十九番地 | 山田 坦 | 平成十四年九月三十日 |
|------------|------|---------------------|------|------------|

(福祉用具貸与)

| | | | | |
|------------|-----------------------|-------------------|-----------------------------|-------------|
| 介護保険事業者番号 | 名 称 | 所 在 地 | 事 業 者 | 廃止年月日 |
| 〇五七〇三〇六七七九 | 横手福祉レンタルサービス | 横手市前郷字上在家六十七番地一 | 日東リース株式会社代表取締役 町屋 清隆 | 平成十四年十一月三十日 |
| 〇五七〇五〇四九二八 | 秋田福祉レンタルサービス | 本荘市出戸町字一番堰百六十九番地一 | 日東リース株式会社代表取締役 町屋 清隆 | 平成十四年十一月三十日 |
| 〇五七三三〇六四七〇 | J A秋田みなみホームヘルプサービス事業所 | 南秋田郡若美町払戸字大堤百六十番地 | 秋田みなみ農業協同組合代表理事組合長 加藤 保廣 | 平成十四年十月十五日 |

秋田県告示第百十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の廃止の届出があったので、同法第八十五条の規定に基づき、

公示する。

平成十五年二月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

(訪問介護)

| | | | | |
|------------|------------|-----------------------|-----------------------------------|-------------|
| 介護保険事業者番号 | 名 称 | 所 在 地 | 事 業 者 | 廃止年月日 |
| 〇五七二六〇六三九〇 | 県南介護支援センター | 仙北郡角館町小勝田字中川原百十一番地七十六 | 有限会社県南看護婦家政婦 紹介所代表取締役 木元 富子 | 平成十四年十一月三十日 |

秋田県告示第百十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十三条の規定により、次のとおり指

定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第百十五条の規定に基づき、公示する。

平成十五年二月十八日

秋田県知事 寺田典城

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|----------------|---|-------------------|---|---|-------------------|---|---|------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 介護保険事業者番号 | 名 | 称 | 所 | 在 | 地 | 事 | 業 | 者 | 指 | 定 | の | 辞 | 退 | 年 | 月 | 日 |
| 〇五二〇二一〇四四八 | 医療法人明光会五十嵐記念病院 | | 秋田市土崎港中央四丁目六番四十一号 | | | 医療法人明光会理事 小玉敏央 | | | 平成十四年九月三十日 | | | | | | | |

秋田県告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年二月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類
緑地

二 都市計画の案の名称

大曲都市計画（雄物川河川緑地及び丸子川河川緑地）の変更

三 都市計画を変更する土地の区域

(一) 雄物川河川緑地

変更する部分 大曲市小貫高畑字七ツ小屋下段乙、字向七ツ小屋乙及び字蓮沼、大曲西根字青野、字東道地野、字弟蔵、字上寺野、字中寺野、字下寺野及び字道地野西下野、蛭川字吉兵工野、字中島及び押切、花館字南裏地、字下竹花下川原、字土川原、字与蔵野、字西裏地及び字中野下川原

(二) 丸子川河川緑地

追加する部分 大曲市須和町三丁目、大町、浜町、丸子町、大花町、黒瀬町、丸の内町及び大曲西根字中寺野

四 都市計画の案の縦覧場所

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
(二) 大曲市上栄町十三番六十二号 仙北建設事務所用地課

(三) 大曲市花園町一番一号 大曲市建設交通部都市計画課
五 都市計画の案の縦覧期間 平成十五年二月十八日から同年三月四日まで

秋田県告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、五城目町長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年二月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき図書

五城目都市計画用途地域の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、能代市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年二月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき図書

能代都市計画東能代駅前地区土地区画整理事業の変更の総括図、計画図及び計画

書
二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年二月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

| | | |
|-------|----------|----------------------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区間 |
| 主要地方道 | 十二所花輪大湯線 | 鹿角市尾去沢字下モ平二八番五四地先から二三番地先まで |

二 供用開始の期日 平成十五年二月十八日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期日 平成十五年二月十八日から同年三月三日まで

秋田県告示第百二十二号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十五年二月十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 河川の名称 一級河川 砂子沢川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十五年一月三十日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

| | | |
|---------------------|----|--------------|
| 位置 | 種類 | 面積 |
| 鹿角郡小坂町小坂字向九番二及び十二番一 | 土地 | 六二〇・四一平方メートル |

四 その他
関係図面は、建設交通部河川課及び鹿角建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田県山本郡二ツ井町種字熊野堂から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年二月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

- 山本郡二ツ井町種字熊野堂前二百四十四番地 成田多市郎
- 〃 〃 〃 〃 五十九番地 茂呂久悦
- 〃 〃 〃 〃 〃 〃 佐藤耕一
- 〃 〃 〃 〃 〃 〃 成田亮一
- 〃 〃 〃 〃 〃 〃 茂内三男
- 〃 〃 〃 〃 〃 〃 藤田鉄雄
- 〃 〃 〃 〃 〃 〃 畑山鉄強
- 〃 〃 〃 〃 〃 〃 佐藤貞夫
- 二 就任理事の住所及び氏名
- 山本郡二ツ井町種字熊野堂前五十九番地 茂呂久悦
- 〃 〃 〃 〃 〃 〃 成田多市郎
- 〃 〃 〃 〃 〃 〃 佐藤博咲
- 〃 〃 〃 〃 〃 〃 成田亮一
- 〃 〃 〃 〃 〃 〃 佐藤耕一
- 〃 〃 〃 〃 〃 〃 畑山鉄雄
- 〃 〃 〃 〃 〃 〃 字外面百八番地

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二十二号

平成十五年四月十三日執行予定の秋田県議会議員一般選挙における選挙人名簿登録の基準日、登録日及び縦覧期間を次のとおり定めた。
平成十五年二月十八日

- 一 基準日 平成十五年四月三日(年齢については、同月十三日)
- 二 登録日 平成十五年四月三日
- 三 縦覧期間 平成十五年四月四日から同月五日まで

秋選管告示第二十三号

平成十五年四月十三日執行予定の秋田県議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百四十四条の二(ポスター掲示場)第十項において準用する同条第五項の規定によるポスターを掲示することができることとなる日は、平成十五年四月四日とする。
平成十五年二月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙管理委員会公告

平成十五年四月十三日執行予定の秋田県議会議員一般選挙の事務を処理するため、秋田県選挙管理委員会規程(昭和二十八年秋選管告示第五十四号)第十三条の二第一項の規定により、次のとおり秋田県選挙管理委員会分室を設ける。
平成十五年二月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

| 分室の名称 | 場 所 |
|---------------------|---------------------------------------|
| 秋田県選挙管理委員会 鹿角分室 | 鹿角市花輪字六月田一番地 秋田県鹿角市地方部内 |
| 秋田県選挙管理委員会 大館分室 | 大館市片山町三丁目十四番五号 秋田県北秋田地方部大館地区総合事務所内 |
| 秋田県選挙管理委員会 北秋田分室 | 北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地の一 秋田県北秋田地方部内 |
| 秋田県選挙管理委員会 山本分室 | 能代市御指南町一番十号 秋田県山本地方部内 |

秋田県選挙管理委員会
男鹿分室
男鹿市船川港船川字外ヶ沢百三十四番地
秋田県船川港湾事務所内

秋田県選挙管理委員会
南秋田分室
南秋田郡昭和町乱橋字古開百七十二番地の一
秋田県秋田中央健康福祉センター内

秋田県選挙管理委員会
秋田分室
秋田市山王四丁目一番二号
秋田県秋田地方部内

秋田県選挙管理委員会
由利分室
本荘市出戸町字水林三百六十六番地
秋田県由利地方部内

秋田県選挙管理委員会
仙北分室
大曲市上栄町十三番六十二号
秋田県仙北地方部内

秋田県選挙管理委員会
平鹿分室
横手市旭川一丁目三番四十一号
秋田県平鹿地方部内

秋田県選挙管理委員会
雄勝分室
湯沢市千石町二丁目一番十号
秋田県雄勝地方部内

二 分室の設置期間

平成十五年二月十九日から同年五月十二日まで

秋田県選挙管理委員会規程(昭和二十八年秋選管告示第五十四号)第十三条の二第三項の規定により、秋田県選挙管理委員会分室が秋田県議会議員一般選挙において処理すべき事務を次のとおり定める。
平成十五年二月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

- 一 処理すべき事務
- 一 選挙事務所に係る届出の受理
- 二 選挙運動用自動車及び拡声機の表示板の交付
- 三 腕章及び標旗の交付
- 四 出納責任者に関する届出の受理
- 五 選挙運動に関する収支報告書の受理
- 六 選挙運動事務員等の届出の受理
- 七 不在者投票における氏名等掲示に関する事務
- 八 選挙公営(選挙運動用自動車・ポスター)に関する事務
- 九 当選の告知及び当選証書の交付
- 十 その他委員長が指定するもの

発行者 秋 田 県
購読料金 一月三千五百円
秋田市山王四丁目一番一号

印刷所
印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubaramatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原 繁 雄